

一般社団法人日本ファミリーホーム協議会 役員選出規約

第1条（役員種別）

定款に基づき、本部理事・監事・ブロック理事・顧問とする

第2条（役員推薦・選任・選出の手続き）

1. ブロック理事は、各ブロックの状況・意見を運営会議で伝え、また全国の状況を各ブロックに伝える役割を持ち、全国の8ブロックが2名以内のブロック理事候補を理事会に推薦する。
2. 運営理事は、対外活動・事務局・委員会補佐など必要に応じて会長が理事会に推薦できることとする。
3. 監事は、自薦する者及び他薦する者を募り、候補者を理事会に推薦する。
4. 本部理事は、全国の意見が反映されるよう全国8ブロックから推薦された1名の役員候補者を理事会に推薦する。但し、近畿ブロックと関東甲信越ブロックはファミリーホームの数を鑑み、2名の役員候補者を理事会に推薦できることとする。
5. 本部理事は、協議会の安定した運営継続を図るため、または公明正大な運営のための学識経験者や専門家等を会長推薦枠として、2名の理事候補者を理事会に推薦できることとする。
6. 本部理事・ブロック理事・監事・運営理事・顧問は、本部理事会で承認された後に、総会によって承認され決定選出される。
7. 本部理事の中で、会長、副会長、事務局長は、本部理事会により互選によって選出し、総会での承認をへて決議される。

この規定は、2021年4月1日より実施する。

この規定の改正は、2024年6月28日より実施する。